別記様式第４号（その２の２）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教育・実務業績書（専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の教員）

年　月　日

氏名

職業分野	職務内容のキーワード

教育上の能力に関する事項

事項	年月日	概要
1　教育方法の実践例		
2　作成した教科書，教材		
3　当該分野の実務業績に対する産業界等の評価		
4　その他		

実務上の実績に関する事項

事項	年月日	
1　資格，免許		
2　職務の経歴及び職務上の業績		
3　当該分野の実務業績に対する産業界等の評価		
4　その他		

研究業績等に関する事項

事項	年月日	概要
1　著書，論文，その他の成果発表		
2　特許等		
3　その他		

（注）

1　専門職大学等，専門職大学等の学部等，専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は，２に掲げる教員について，別記様式第４号（その２の１）に代えて，この書類を作成すること。

2　この書類は，次の（１）から（３）までの教員について，作成すること。

（１）専門職大学設置基準第38条第５号若しくは第６号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第39条第１号，第40条第１号又は第41条第１号に該当することを含む。），専門職短期大学設置基準第35条第４号若しくは第７号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第36条第１号，第37条第１号又は第38条第１号に該当することを含む。），大学設置基準第13条第５号若しくは第６号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第14条第１号，第15条第１号又は第16条第１号に該当することを含む。）又は短期大学設置基準第23条第４号若しくは第７号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第24条第１号，第25条第１号又は第25条の２第１号に該当することを含む。）により，教授，准教授，講師又は助教になろうとする者。

（２）専門職大学設置基準第39条第５号に該当すること（同号に該当することにより同令第40条第１号又は第41条第１号に該当することを含む。），専門職短期大学設置基準第36条第４号に該当すること（同号に該当することにより同令第37条第１号又は第38条第１号に該当することを含む。），大学設置基準第14条第５号に該当すること（同号に該当することにより同令第15条第１号又は第16条第１号に該当することを含む。）又は短期大学設置基準第24条第４号に該当すること（同号に該当することにより同令第25条第１号又は第25条の２第１号に該当することを含む。）により，准教授，講師又は助教になろうとする者。

（３）専門職大学設置基準第41条第３号，専門職短期大学設置基準第38条第３号，大学設置基準第16条第３号又は短期大学設置基準第25条の２第３号に該当することにより，助教になろうとする者。

3　「研究業績等に関する事項」の欄の「１　著書，論文，その他の成果発表」には，書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。